

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年11月12日（金）午後1時30分

2. 開 会 令和3年11月12日（金）午後1時30分

3. 開 議 令和3年11月12日（金）午後1時30分

4. 閉 会 令和3年11月12日（金）午後1時52分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 市川 博	3 番 本田 勉	4 番 後呂 豊
5 番 栗栖 一	6 番 木戸 孝	7 番 鈴木 隆文	9 番 南 喜久治
10 番 小野 真一	11 番 清水 哲治	12 番 杉谷 孫司	13 番 柏木 彰文
14 番 楠本 徹男			

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

8 番 藤原 久恵

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行 係 長 榎本 隆司 主 事 大平 真也 主 事 宮山 蓮

9. 議事日程

議題

議案第36号	非農地証明について	1件
議案第37号	農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可について	2件
議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	4件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から11月の農業委員会を開催させていただきたいと思
います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていた
きたいと思しますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それ
では、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員
さんは、8番の藤原 久恵委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、
富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいで
おります。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と10番の小野 真
一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

5番委員

10番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第36号 非農地証明についてを上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第36号 非農地証明についてをご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は山林、面積は273㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん90歳です。昭和40年月日不詳で山林とのこと。申請理由は、申請地は昭和32年に相続した際は畑として耕作していました。昭和40年頃から放置状態となり、隣接地の山林が増殖し、現在に至っておりますとのこと。なお、1番につきましては、11月4日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員の意見をお伺いします。

〇〇委員 現地確認したところ、隣接の山林と変わらない状態でした。異議ありません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第36号につきましては、申請通り承認いたします。

 続きまして、議案第37号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～ 事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第37号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、字〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積はそれぞれ、3,505 m²、4,483 m²、1,064 m²の、合計 9,052 m²です。譲受人は、〇〇の〇〇さん 76歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん 69歳です。申請理由は、譲受人においては、農業経営の拡大を図りたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農作物を作付けする予定がなく、売却したいと考え、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、37,092 m²となります。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございませぬ。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 6日に現地確認してきました。異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませぬか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございませぬので、議案第37号につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席して頂きます。～〇〇委員着席～

 続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願ひます。

事務局

はい。議案第38号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は322㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん40歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん81歳 持分32分の9、〇〇の〇〇さん83歳 持分32分の9、〇〇の〇〇さん82歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん50歳 持分8分の1、〇〇の〇〇さん72歳 持分16分の3です。所有権移転を伴います住宅用駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲受人が自宅の隣接地である当該地を住宅用駐車場にしたいと考え、譲渡人については当該地を手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は271㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん65歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん71歳です。所有権移転を伴います庭付き駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲受人は当該地を庭付き駐車場にしたいと思っており、譲渡人については高齢で管理が困難になり、手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～ 以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

9月、10月から申請のある隣接地になりますので、異議ありません。スクリーンに映して説明の際に、広域の写真を付けたうえで説明いただかないとわかりにくいです。次回からそのような形で説明をお願いします。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 駐車場にして維持管理してもらえるのはありがたいです。異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第38号につきましては、申請通り承認いたします。

続きまして、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は4件、6筆で、4,442㎡となっております。全件が、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、973㎡、384㎡の、合計1,357㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん60歳です。令和3年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん72歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は432㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん79歳です。令和3年12月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、

〇〇の〇〇さん 47 歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字 〇〇、字 〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、1,311 m²、600 m²の、合計 1,911 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん 91 歳です。令和 3 年 1 2 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。

続きまして、4 番についてご説明いたします。議案書の 1 4 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字 〇〇で、現況地目は田、面積は 742 m²です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん 73 歳です。令和 3 年 1 2 月 1 日から 1 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 名義人の長男さんが作っていましたが、これからは難しいと相談を受け、紹介しました。異議ありません。

議長 4 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 隣の農地を耕作されている方ですので、異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ～令和3年度農業委員会委員研修について～（説明）事務局からは以上です。

議長 他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 先月の26日、27日に高知県への視察の報告事項があれば、状況を教えていただきたいです。

局長 町の担当者のほうでまとめている状況です。一定のものができ次第、報告したいと思います。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年12月3日（金）午後1時30分から富田事務所 2階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
楠本会長は、午後1時52分に閉会を宣した。
閉会終了 午後1時52分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。